

◎注意事項

- 1 助成決定金額は、神奈川県から文書で通知します。
- 2 助成の対象となる費用は、次の医療保険適用外費用です。
 - ① 妊孕性温存治療により凍結した胚、卵子、精子を用いた生殖補助医療に要した費用
 - ② 凍結した卵巣組織の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。

- 3 助成上限額は次のとおりです。

治療内容	1回あたりの上限額
① 凍結胚（受精卵）を用いた場合	10万円
② 凍結未受精卵子を用いた場合	25万円 ※1
③ 凍結した卵巣組織再移植後の場合	30万円 ※1～3
④ 凍結精子を用いた場合	30万円 ※1～3
※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合	10万円
※2 人工授精を行う場合	1万円
※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合	10万円

ただし、③及び④については、卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合又は排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外です。

- 4 助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満の場合は6回まで、40歳以上43歳未満の場合は3回までです。
- 5 温存後生殖補助医療の主治医が属する指定医療機関以外の医療機関で、助成対象となる治療の一部を受け、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を申請する場合は、費用と治療内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に第11号様式の発行を依頼してください。
- 6 医療機関によっては、第7号様式、第3号様式及び第11号様式の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 7 妊孕性温存治療及び温存後生殖補助医療に関する診療情報は、指定医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会から、助成申請の内容と結果について県が照会されることがあります。
日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。

郵送先

〒231-8588
神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県 がん・疾病対策課

※封筒の表に「妊孕性温存後助成申請書在中」と朱書きしてください。

問合せ先

神奈川県がん・疾病対策課
電話 045-210-5015（直通）